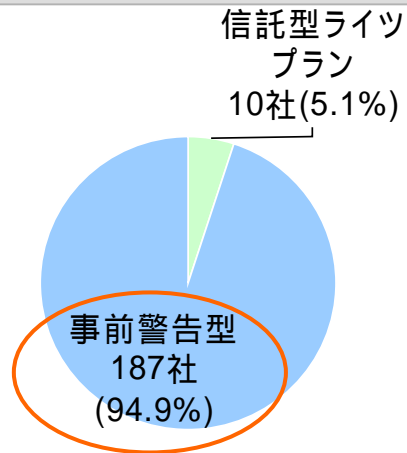


買収防衛策導入企業の分析

2007年2月28日までに買収防衛策を発表した197社(廃止企業を除く):防衛策の種類と導入方法

2005年に導入後、プランを変更した場合には直近時点でのプラン内容を採用

買収防衛策の種類(197社)

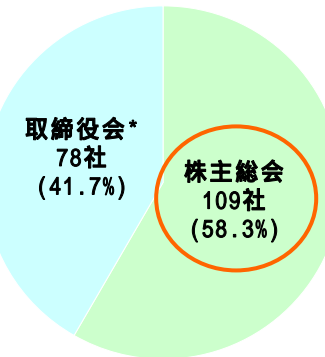


注: ウッドワンは信託型ライツプラン、事前警告型の双方を導入。信託型ライツプランは、ウッドワンの2005年に導入した信託型ライツプランの存続承認決議(普通決議)を含む。メディシノバ・インクは米国型のため集計から除外。

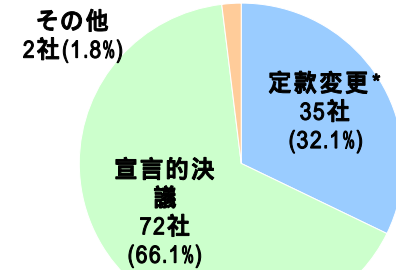
・当社は、適時情報開示をベースに2007年2月28日までに買収防衛策を導入した企業197社を調査、集計した。うち事前警告型プランが187社(94.9%)と、大多数を占めている。
 ・事前警告型プランの導入を株主総会に諮る企業は109社。うち72社(66.1%)が宣言的決議を上程予定。

事前警告型の導入決議(187社)

取締役選任の承認をもって、買収防衛策の承認と見なすプラン含む



株主総会における買収防衛策の上程議案(109社)

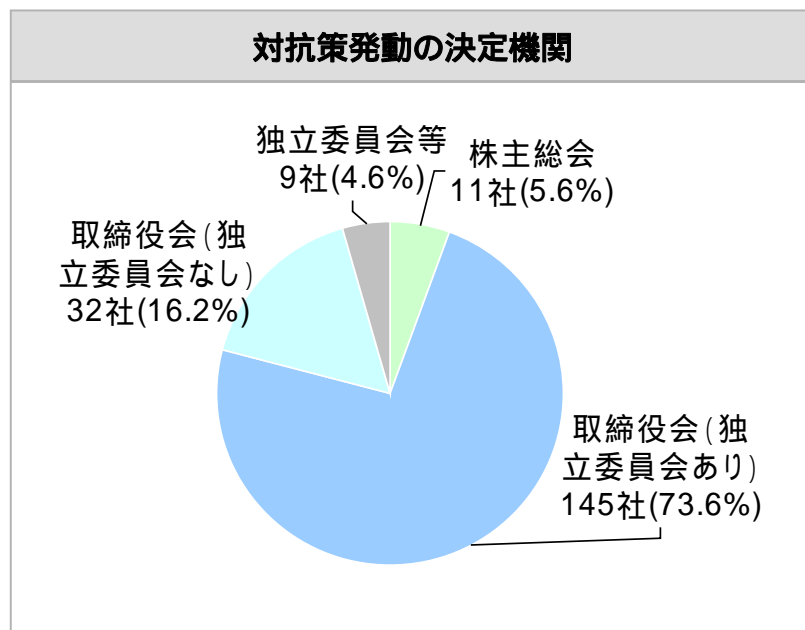


定款変更をし、宣言的決議も同時に上程する企業が34社、特別決議に順ずる決議1社

買収防衛策導入企業の分析

197社の買収防衛策の概要：発動方法

2005年に導入後、プランを変更した場合には直近時点でのプラン内容を採用



買収防衛策の導入と発動の決定機関

導入	発動	独立委員会の有無	企業数
取締役会	取締役会	有	40
		無	16
	独立委員会等	有	1
	株主総会	有	0
株主総会	取締役会	有	105
		無	16
	独立委員会等	有	8
		無	0
	株主総会	有	2
		無	2

- ・最も多い防衛策は、導入時に株主総会に諮り、発動時は独立委員会等の第三者機関の判断を仰いだ上で取締役会によって決定するプランで、105社(53.3%)が該当。
- ・次いで、導入及び発動決議をともに取締役会に委ねるプランが多く、56社(28.4%)が採用している。このうち、独立委員会等の判断を考慮する企業が40社(71.4%)、第三者機関を設置していない企業が16社(28.6%)となっている。
- ・発動決議を独立委員会等の第三者機関の判断に委ねるプランは9社(4.6%)に留まっている。